令和８年１０月２７日
西日本高速道路株式会社
四　　国　　支　　社

入札参加資格停止措置について

１.入札参加資格停止業者

	入札参加資格停止業者	住所
	大日本ダイヤコンサルタント株式会社	東京都千代田区神田練塀町３００

２．入札参加資格停止期間：令和８年１０月２７日から令和９年１月２６日まで（３か月）

３．入札参加資格停止措置対象地域：地域３

４．事実概要：

本件は、「高知自動車道　浦の谷川橋他１１橋耐震補強設計」及び「高松自動車道　額坂高架橋他２橋耐震補強設計」において、橋座耐力照査時の作用水平力算出方法及びコンクリート抵抗面積設定方法の誤りがあったもの。また、水平力分担構造の台座コンクリートに係る設計照査において、橋軸直角方向の作用および曲げモーメントに対する照査を実施していなかったもの。

５．入札参加資格停止措置理由：

調査等の設計にあたり、過失による粗雑工事等を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成１７年１１月３０日付要領第９６号）別表第１第２号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
（過失による粗雑工事等） ２　会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について 当該認定をした日から１月以上６月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第３

地　域　区　分

地域	都　道　府　県
１	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※１）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※２）
２	兵庫県（※３）、鳥取県、島根県、岡山県（※４）、広島県及び山口県（※５）
３	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
４	山口県（※６）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※１　地域２にかかる部分を除く。

※２　山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※３　中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※４　地域１にかかる部分を除く。

※５　地域４にかかる部分を除く。

※６　関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。